

相続と事業承継に関する最新知識について

1 多死社会到来に伴い相続のルールが大幅に変更

2018年夏、衆議院本会議で相続に関する民法改正が可決・成立した。

「配偶者居住権の保護」「相続人以外の貢献の考慮」「ワープロによる財産目録作成」などが改正の骨子となっている。

時代の流れに即した内容になっているが、特に、配偶者の高齢化や介護する人への配慮など、超高齢化社会が進み、それによって相続税制度も変わらざるを得ないといった背景がうかがえる。

人口動態を見れば、日本が「少子・高齢・多死」社会であるのは明らかである。(別添グラフ①)

2017年の死亡者数は134.4万人となっている。1990年が約80万人だったことから、30年弱で、年間の死亡者数は1.68倍となり、まさに多死社会である。

死亡者の数だけ、相続は発生する。相続とは、亡くなった人が所有していた財産上の権利義務を、一定の親族が丸ごと引き継ぐことである。

そして、一定以上の資産を引き継いだ人(相続人)には相続税がかかる。

2015年を境に、相続税の課税対象者は急増し、2016年の死亡者数(被相続人数)約131万人に対して、相続税の課税対象となった被相続人数は約10.6万人で、課税割合は8.1%となっている。基礎控除が引き下げられたため、課税対象者が約2倍に広がった。(別添グラフ②)

最近では都市部の地価が上昇し、土地の相続税評価額のベースになる路線価が大幅に引き上げられている。いままでは相続が関係なかったのに、相続税の心配をしなければならない家族が増えている。

2 遺産分割という難問

相続の問題は税金だけにとどまらない。

課税対象にならなくても、遺産分割をめぐるのは、親族同士のトラブルに発展するケースが後を絶たない。

2016年の「司法統計年報」によると、遺産分割事件での認容・調停件数7,546件のうち33.1%が資産1,000万円以下であり、1,000万円超~5,000万円以下が42.3%で、遺産分割のトラブルの75.4%は、遺産額が5,000万円以下であることがわかる。(別添グラフ③)

なぜ、遺産額が少なくても遺産分割でトラブルになりやすいのか？

要因として考えられるのは、相続財産の構成比である。

国税庁の2016年の相続財産の内訳のデータによると、トップは土地で38.0%、これに家屋5.5%を合わせると43.5%となり、2位の現金・預貯金等31.2%、3位の有価証券14.4%と続く。(別添グラフ④)

分けやすい現金・預貯金に比べて、分割しにくい土地・家屋の割合が一番多いことが、遺産分割でトラブルの原因となる。

例えば親が残した遺産の大半が実家だけで、配偶者や兄弟の一部が同居していた場合などは分割しにくいためトラブルになりやすい。

今回の民法改正では「居住権」を設定することによって、残された配偶者が自宅に住み続けることが容易になる。

相続税の課税対象であれば、金融機関や住宅会社、専門家などと相談し、事前対策しているケースも多いが、そこまで資産額が多くない場合には、自分には関係ないと思って事前対策を全く取っていないケースが大半である。

3 相続制度見直しのポイント

相続に関する民法の改正法案(「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」)は2018年7月6日国会で可決、成立した。

背景には、高齢化の著しい進行がある。総務省統計では、すでに65歳以上の人口が26%を超え、80歳以上の人口も1,000万人を突破している。

被相続人が亡くなった場合、相続人の年齢も高くなっており、高齢の配偶者の住居保障や生活保障の必要性から、民法改正に至ったのである。

なお民法改正は2020年7月までに施行される見通しである。

今回の改正法案の主な内容は次の通りである。

- ① 「配偶者居住権」の創設
- ② 夫婦間での自宅の遺贈又は贈与を保護する制度の創設
- ③ 相続人以外の者の貢献を考慮する制度の創設
- ④ 預貯金債権の仮払制度の創設
- ⑤ 自筆証書遺言制度の見直し

である。以下、それぞれについて、具体的に説明する。

① 「配偶者居住権」の創設

—高齢の配偶者が自宅に住み続けることができ、遺産分割も有利に

新制度では、自宅の権利を「所有権」と「居住権」に分けたところが特徴で、配偶者が居住権を選択すれば、所有権が別の相続人や第三者に渡っても、一定期間、もしくは亡くなるまで住み続けることができる。

相続が開始した時(被相続人が死亡した時)に被相続人が所有していた

住宅に住んでいた配偶者について、原則としてその人が亡くなるまでの間賃料を払うことなく利用し続けることを認める権利で、限定された利用権であると解釈される。

遺産分割の際には、財産的価値を相続したものと扱われるが、住宅そのもの（所有権）を相続するよりは低額となるため、結果的には配偶者を保護することができる。

これまでは、財産が自宅以外に乏しく、配偶者と子供の関係が良好でなかった場合には、自宅を売却して遺産分割をし、配偶者が退去を迫られるケースがあった。配偶者が自宅の所有権を取得して住み続けたとしても、自宅評価額が高額だと預貯金などの取り分が少なくなり、生活が不安定になる恐れもある。

例を挙げて説明する。

夫が自宅（家と土地の評価額3,000万円）と預貯金（2,000万円）を残して亡くなり、同居していた妻と独立した一人息子がいたとする。

これまでの制度では、法定相続分に応じて相続するなら、妻と息子は半分の2,500万円ずつを分け合うことになる。妻が自宅の所有権を引き継ぐのであれば、息子に500万円を現金で支払わなければならない。手持ちに現金がなければ、自宅を売ってお金を用立てなければならなかった。

新制度で妻が居住権を選択し、息子が所有権を選択するとどうなるか。

妻の居住権の評価額は低く見積られる。仮に1,000万円とした場合、息子の所有権の評価額は2,000万円となる。妻は居住権分の1,000万円と現金1,500万円の合計2,500万円を得て、自宅にそのまま住み続ける。

息子は所有権の2,000万円分の2,000万円と現金500万円を相続することになる。実際には居住権の評価額は、妻の年齢と平均余命などに基づいて算出する仕組みで、高齢になるほど評価額は低くなり、相続できる現金が増える仕組みである。

相続人同士で評価額に合意できない場合には、不動産鑑定士の評価額を考慮し、家庭裁判所などが判断する。

居住権を持っていれば、仮に自宅が第三者に売却されても住み続けることが可能だ。居住権の期間は、「一定期間」と「自分が亡くなるまで」のいずれかを選ぶことができる。ただし、居住権の売却や譲渡はできない。

遺産に占める不動産の評価額が大きい割に預貯金が少ない場合には、所有権よりも居住権を選ぶケースが出てくるだろう。

問題点としては、配偶者の年齢が若ければ若いほど評価額が高くなってしまい、相続できる現金の額が減ってしまうこと。

また、途中で介護施設などに入ろうと思っても、所有権を持っていない

ので自宅の売却ができないことも難点である。

② 夫婦間での自宅等の贈与を保護する制度の創設

—配偶者への自宅の生前贈与・遺贈は遺産分割の対象から除かれる

民法改正の二つ目のポイントは、婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた(遺贈)住居は、原則として遺産分割の計算対象とみなさないという規定が設けられたことである。

被相続人が、住居を生前に配偶者に贈与した場合、被相続人の死後に遺産として相続するはずのものを、配偶者は先に渡された(遺産の先渡し=特別受益)と考えられていた。

新制度では、住居が特別受益と評価されないため、配偶者がその他の財産を受け取れないという事態を回避することができる。

この規定により、配偶者への自宅以外の財産の取り分が、実質的に増えることになる。残された配偶者が引き続き安心して暮らせるように住居を確保することが狙いである。

相続税法には、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で住宅や住宅取得資金の贈与がされた場合には、2,000万円まで非課税とする「贈与税の配偶者控除」という規定があり、今回の改正案は、この規定の考え方を民法に連動させたものと考えられる。

③ 相続人以外の者の貢献を考慮する制度の創設

—被相続人の介護に貢献した者は、相続人ではなくても金銭請求が可能に
被相続人の生前に介護や看病等で貢献した親族に考慮した制度が創設された。相続人以外の親族が被相続人の介護を行った場合、一定の要件を満たせば相続人に金銭請求できるようになった。

これまでは、長男の嫁が義理の父親と同居して、長らく介護した後に、義父が亡くなった場合、嫁には何も残されなかった。

そこで、相続人以外の親族が介護などをした場合、相続する権利がなくても相続人に金銭を請求できるようにしたものである。

支払額は当事者間の協議で決めるが、合意できなければ、家庭裁判所に判断を仰ぐ。

この場合の親族は、6親等(いとこの孫)以内の血族と、3親等(おいやめい)以内の血族の配偶者が対象となる。あくまでも親族が対象で、家政婦などが介護や看病をした場合は含まれない。

④ 預貯金債権の仮払制度の創設

—遺産分割協議が終了する以前でも、故人の預貯金の活用が可能に
今回の改正では、遺産分割前に生活費の引き出しが可能になった。

2016年の最高裁判所の判決以降、故人の預貯金も遺産分割の対象に含まれることから、遺産分割協議が成立するまでは、預貯金の払い戻しができなくなっていた。

被相続人の遺産は、亡くなった時点で相続人全員によって共有している状態になるため、遺産分割協議前に銀行に預けているお金を勝手に引き出すことができなかった。

しかし預貯金が引き出せないということは、葬儀費用の支払いや残された家族の生活費、相続税の納税などに支障をきたしてしまうケースも生じる。

そこで、今回の法改正では、遺産分割協議が終了する以前でも、葬儀費用や生活費の支払いのために、故人の預貯金を金融機関から引き出すことができる「仮払制度」が設けられた。

法定相続分の3分の1までは、他の相続人の合意がなくても引き出せるようになった。

⑤ 自筆証書遺言制度の見直し

—自筆証書遺言より利用しやすい制度に

(全国の法務局で自筆証書遺言を保管してもらえる)

これまで被相続人が作成した自筆証書遺言は、自宅で保管するか弁護士に預かってもらうかのどちらかであった。自宅での保管は遺言書の紛失・偽造の可能性があるため、トラブルに発展する恐れがあった。

改正案では、作成した自筆証書遺言を法務局で保管してもらうことができる(無封のものに限る)。具体的には、遺言者は自ら作成した自筆証書遺言を、遺言書保管所として指定された(住所地、本籍地、所有不動産を管轄する)法務局に対して、遺言の保管申請を行うことができるようになり紛失や偽造のリスクが少なくなるであろう。

(検認手続きが不要に)

これまでは、自筆証書遺言が見つかった場合、相続人全員が立ち会いのもと、家庭裁判所で検認という手続きが必要であった。検認手続きをしないと遺言書の内容を確認することができなかったのだ。

改正案では、法務局に保管された自筆証書遺言については、検認手続きを要しないこととされている。検認手続きが不要となるため、相続手続きが時間短縮につながる。

(財産目録がパソコンで作成できるように)

自筆証書遺言は手書きで作成しなくてはならないため、財産目録も手書きの必要があった。

改正案では財産目録の部分はパソコンなどで作成できるようになった。

これにより、手書きの面倒くささが軽減され記載不備により無効になる危険も減ることから、今後、自筆証書遺言の利用の増加が見込まれる。

ちなみに財産目録とは、被相続人の財産を一覧にまとめたもので、預貯金や不動産といったプラスの財産だけでなく、借金や住宅ローンなどのマイナスの財産も含む。自筆証書遺言を作成するにあたって、財産目録の作成は義務ではない。

4 事業承継で押さえておくべき税制改正のポイント

① 一般社団法人を利用した相続税逃れが不可能に (節税対策として一般社団法人が急増)

2018年度税制改正大綱で、一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し案が明記された。

一般社団法人を隠れ蓑にした相続税逃れが横行しているとして、国税庁が問題視して、2018年の税制改正大綱で大きくメスが入られた。

一般社団法人は、2008年に施行された「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」に基づいて設立される社団法人である。特徴として、資本金に相当する出資が不要であり、設立時に2人以上の社員がいればよい。登記のみで設立が可能、登記費用は6万円で、利益を上げることも問題ない。一般社団法人は、株式会社のようにお金を稼いで、社員に給与も払えるが、株式会社と異なり収益が生じてもそれを株主に分配する必要はない。また、条件の詳細は省くが、「非営利型社団法人」と認定されれば、収益が上がっても法人税や贈与税を課税されずに済むため、株式会社よりも節税をしやすいという利点を持っている。

一般社団法人は、理事に対する制限が設けられていないため家族だけで役員のポストを独占してもよく、個人的な財産を法人内に移した場合、その財産は理事の間で自由にやり取りできる。この仕組みを活用すれば、相続税や贈与税をまったく納付せずに財産の譲渡を行ったり、事業承継を行うことができた。

そこで資産家たちは一般社団法人を設立して資産を移転し、子供たちを役員にして後を継がせていた。結果として、一般社団法人が乱立した。2016年には設立が6,000法人を超え、5年で1.5倍に増えた。

(同族経営の一般社団法人には相続税が課税されることに)

これまで一般社団法人の役員が死亡したとしても、一般社団法人を個人とみなして相続税が課されることはなかったが、租税回避行為を防止するため、2018年税制改正において、一定の要件を充たす同族経営の一般社団法人を「特定一般社団法人等」とし、役員が死亡した場合に、当該一般社団法人自身に相続税が課税されることとなった。

ちなみに「特定一般社団法人等」とは、以下の条件を持つ社団法人を指す。

イ 相続開始の直前における同族役員等の総役員数に占める割合が2分の1を超えること。

ロ 相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間が3年以上であること。

この変更は、2018年4月1日以降に設立された一般社団法人に対して適用される点に注意が必要である。

② 納税猶予の対象が大幅に拡大

(全株式が納税猶予の対象に)

多くの中小企業経営者が、税負担や後継者不足などで会社の相続、事業承継に悩んでいる。会社を子供に継がせたいが、税負担が重過ぎる。長男以外の子供にも経営に携わせたいなど、会社の相続に関わる悩みは尽きない。

事業承継税制は、これらの問題を緩和することを目的として、一定の要件のもとで納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度として非上場企業に適用されてきた。

2018年度の税制改正では、この事業承継税制についてこれまでの措置(一般措置)に加え、10年間の時限措置(特例措置)ではあるが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や納税猶予の割合の引き上げが創設された。まず、会社の株式を承継者に贈与・相続する際、贈与税・相続税の猶予を受けることができる株式の割合が総数の3分の2から全株式に拡大した。加えて相続時には納税予定額の80%しか納税猶予できなかったのが、100%猶予ができるようになった。

たとえば、評価額1,500万円の株式を相続する場合、これまでは3分の2である1,000万円が納税猶予の対象で、その80%の800万円に対する納税分が実際の猶予額だった。つまり相続対象株式の半分強しか対象にならなかったが、今回の改正で、1,500万円すべてが対象となる。

納税猶予を受けるには、これまで株式の贈与・相続後5年間は、贈与・相続時の8割の雇用を平均して維持するという条件があり、満たせなければ猶

予が取り消された。改正後は、満たせない場合でも、都道府県にその理由を申告すれば、猶予を維持できる。

特例措置を受けるためには、以下の2点を満たしていることが必要である。

(1) 2018年4月1日から2023年3月31日までに、都道府県庁に「特例承継計画」を提出していること。

(2) 2018年1月1日から2027年12月31日までに、贈与・相続（遺贈を含む）により自社の株式を取得すること。

(同族以外への承継も促進へ)

事業承継税制の適用対象も拡大される。これまでは1人の先代経営者から1人の後継者に対してしか適用されなかったが、複数の株主から最大3人の後継者への承継が認められるようになった。代表権を有する者で、議決権保有割合の上位3位までの同族関係者などの条件が付く。承継される側については、その制限はない。先代経営者以外の配偶者、同族、第三者からの贈与・相続も対象となる。

これに関連して、贈与財産を相続財産と合算して相続税を課税する相続時精算課税制度の対象も変更される。

この制度では、2,500万円までは非課税で贈与でき、それを超える部分はその20%を贈与税として支払う。支払った贈与税分は相続時の相続税から控除される。

改正前は60歳以上の父母、祖父母から20歳以上の子や孫への贈与が対象だったが、事業承継税制を受ける場合は、贈与側は父母以外も対象となり、被贈与側は事業承継税制と同じ対象範囲になる。

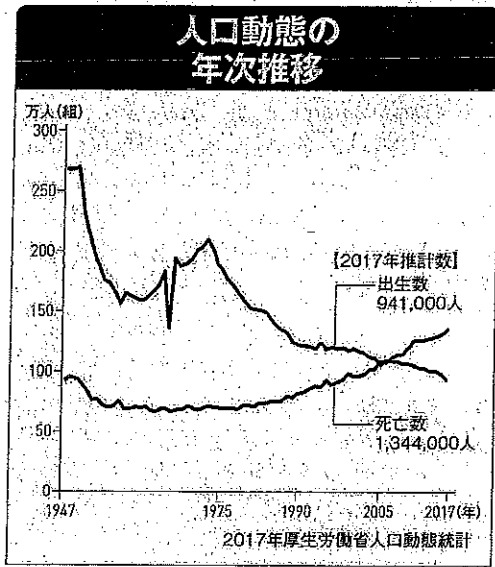
承継はしたものの、廃業や株式売却に踏み切るケースもあるだろう。

改正前は、廃業・売却時に評価額が低下しても、承継時の評価額に基づいた贈与・相続税額を納めなければならなかったが、業績不振など一定の要件を満たした場合、廃業・売却時の評価額で再計算した額を納めれば済むようになる。

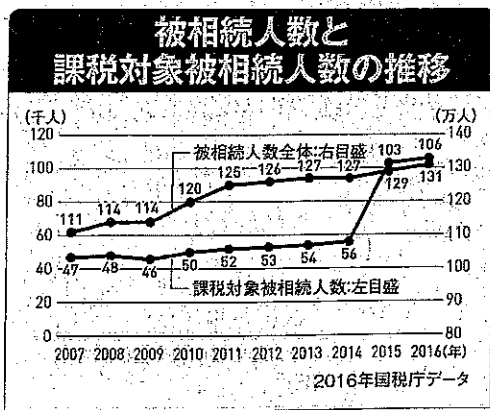
税制だけでなく、中小企業等経営強化法も改正し、同族に後継者がいない場合の事業承継も後押しする。2019年度末までに、会社を第三者の他の会社が合併・買収する場合、買収側が経営力向上計画を提出することで、買収時の不動産取得税や登録免許税の減免を受けられることができる。

別添グラフ

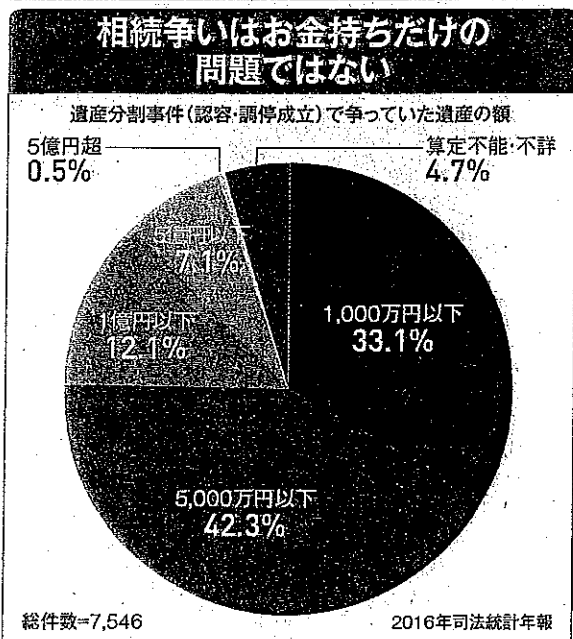
①



②



③



④

